

議案第108号

川崎市コンベンションホール条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市コンベンションホール条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市コンベンションホール条例の一部を改正する条例

川崎市コンベンションホール条例（平成28年川崎市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別		金 額				
		午 前	午 後	夜 間	全 日	
		9時～12時	1時～5時	6時～10時	9時～10時	
ホール	区画しない場合	256,170円	341,570円	341,570円	939,310円	
	区画する 場合	ホールA	96,110円	128,150円	128,150円	352,410円
		ホールB	79,920円	106,560円	106,560円	293,040円
		ホールC	80,140円	106,860円	106,860円	293,860円
控室	第1控室	2,780円	3,710円	3,710円	10,200円	
	第2控室	2,390円	3,190円	3,190円	8,770円	
	第3控室	2,520円	3,370円	3,370円	9,260円	

ホワイエ		56,680円	75,570円	75,570円	207,820円
会議室	第1会議室	5,930円	7,910円	7,910円	21,750円
	第2会議室	6,050円	8,060円	8,060円	22,170円
	第3会議室	5,250円	7,000円	7,000円	19,250円
	第4会議室	5,270円	7,030円	7,030円	19,330円

別表の2設備利用料の表中「30,000円」を「30,550円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

コンベンションホールの利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。